

報告第14号

専決処分の報告（令和6年度泊城公園崖地対策工事（その2）請負契約の変更）について

令和7年3月6日議案第24号で議決された令和6年度泊城公園崖地対策工事（その2）請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、契約金額の変更を別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和7年12月9日提出

読谷村長 石嶺傳實



## 建設工事請負変更契約書

令和 7年 3月 28日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

1. 工事名 令和6年度泊城公園崖地対策工事 (その2)

2. 工事場所 読谷村字渡具知地内

3. 工期  
自 令和 7年 3月 7日  
至 令和 7年 11月 14日

4. 変更後の工期  
自 令和 7年 3月 7日  
至 令和 7年 10月 15日

5. 原契約額に対する変更増額 ¥3,210,900-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥291,900-)

6. 変更後の請負代金額 ¥65,030,900-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥5,911,900-)

7. 契約保証金 免除

8. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書2通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 7年10月 6日

発注者 読谷村長

石嶺 傳實  
頭郡読谷  
村長古印

受注者 住所 沖縄県読谷村字古堅975番地2

商号又は名称 有限会社繁久産業

氏名 代表取締役 比嘉 勝弘



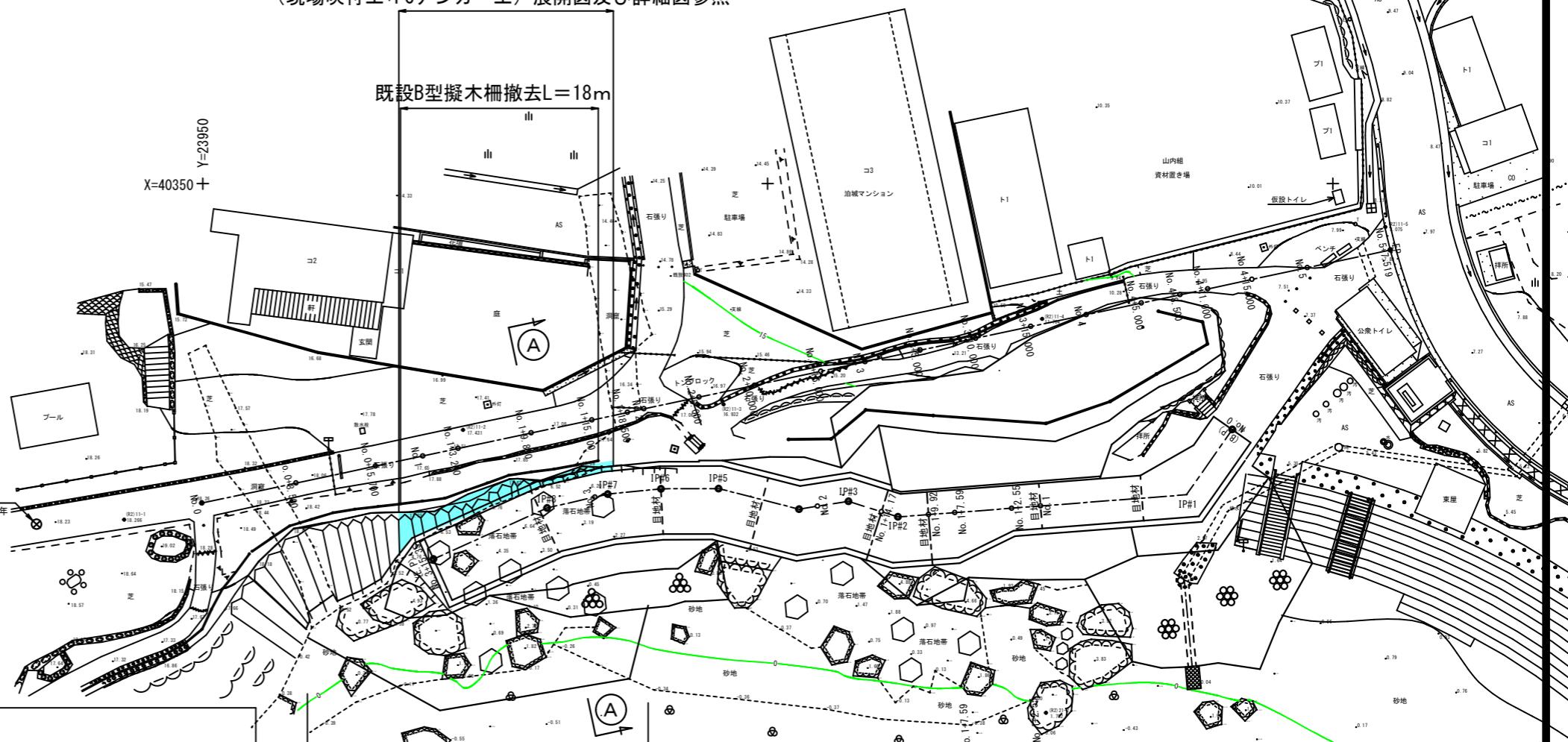
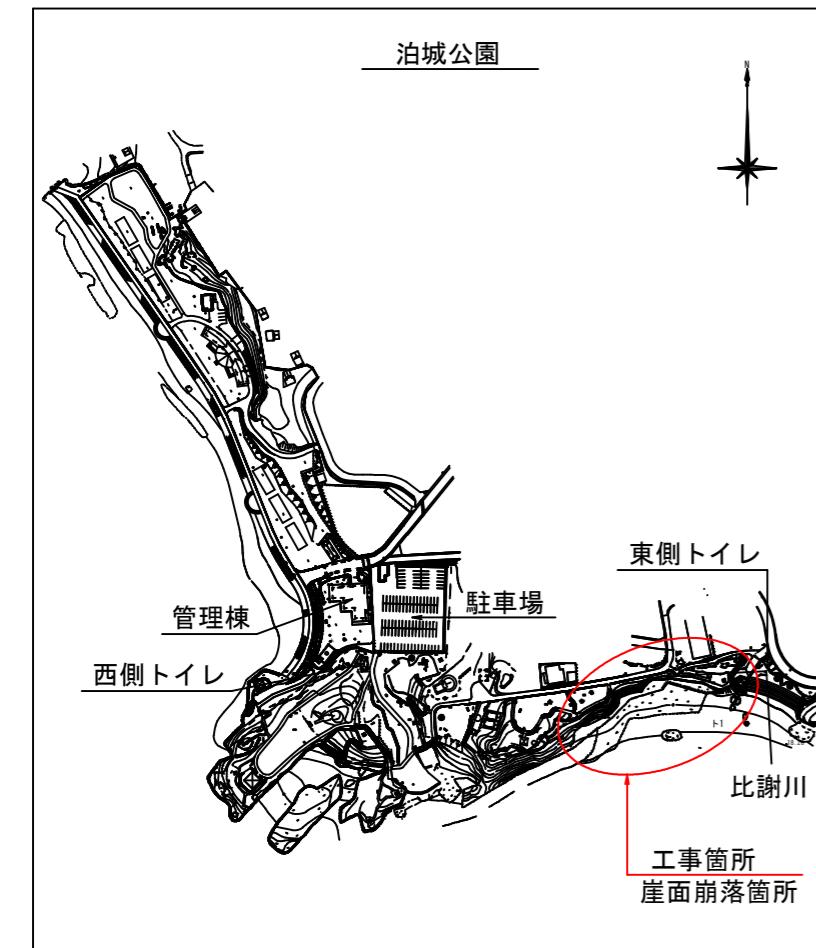
## 計画平面図

S=1/250

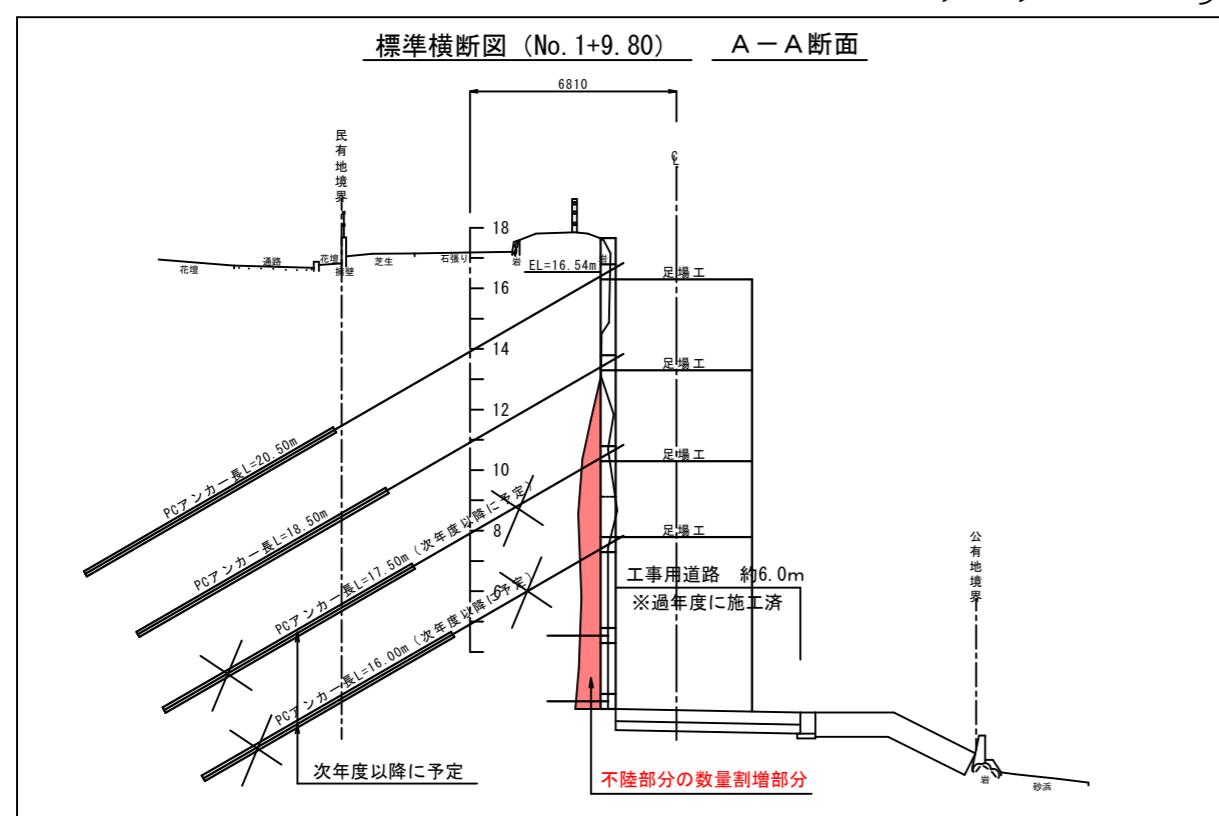
工事箇所  
工事追加箇所



(現場吹付工+PCアンカーアー工) 展開図及び詳細図参照



標準横断図 (No. 1+9. 80) A-A 断面



### 変更契約（主な理由）

令和6年度 泊城公園崖地対策工事（その2）

工期：令和7年3月7日～令和7年11月14日

令和7年10月15日

## 工事概要（主な工種）